

（表）

年 月 日

佐野市防犯協会長 様

特殊詐欺撃退器無料借受申請書

下記のとおり、特殊詐欺撃退器の貸し出しを申請します。申請にあたっては、裏面の特殊詐欺撃退器貸し出しに伴う誓約事項に同意します。

ふりがな				性別	<input type="checkbox"/> 男性
氏名					<input type="checkbox"/> 女性
住所	〒				
生年月日	年	月	日生	年齢	歳
連絡先	撃退器設置予定【固定電話番号】				
	携帯電話番号				
世帯状況	氏名	年齢	続柄	備考	
設置方法		<input type="checkbox"/> 設置を自分で行います <input type="checkbox"/> 設置を依頼します			
緊急 連絡先	① 氏名		電話番号		
	② 氏名		電話番号		
	③ 氏名		電話番号		
	④ 氏名		電話番号		

- 申請後に、佐野市防犯協会にて審査し、設置が適切と判断した方に撃退器を貸し出します。従って、申請の受付は撃退器の貸出を確約したものではありません。審査段階で、申請者宅へ電話又は訪問し、聞き取りをする場合があります。
- 撃退器の貸出期間は、撃退器を引き渡した日から1年間となります。
- 設置を希望される場合は、防犯協会事務局が訪問し設置します。

【 同 意 書 】

本申請書の提出にあたり、佐野市防犯協会が私及び私の世帯の住民登録情報を確認することに同意します。

※ この申請書の個人情報情報は撃退器の貸出手続き以外には利用いたしません。

署名

㊞

（裏）

特殊詐欺撃退器貸し出しに伴う誓約事項

- 1 特殊詐欺撃退器（以下「撃退器」という。）は、振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺被害及び悪質商法被害を防止するために使用し、その他の目的には使用しません。
- 2 撃退器の使用に関する電気料金、電話番号サービス利用料金については、自己負担します。また、電源の確保に伴うコード等の設備についても自己負担とします。
- 3 撃退器は、私自身の責任において大切に使用いたします。
- 4 撃退器を第三者に転貸しません。
- 5 撃退器に不具合や誤作動等が生じた場合は、直ちに佐野市防犯協会に連絡いたします。
- 6 借受申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに佐野市防犯協会へ連絡いたします。
- 7 万一、破損（経年劣化による場合を除く。）・紛失した場合には、佐野市防犯協会が提示する実費（修理又は再購入価格相当分）を負担いたします。
- 8 使用期間が満了したとき、及び長期入院等の理由により撃退器を使用しなくなったときは、速やかに撃退器を返還します。

処理欄	受付月日		審査担当		審査結果	
-----	------	--	------	--	------	--